

船舶事故調査報告書

平成26年7月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年6月6日 11時05分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市野原港北西方沖 舞鶴市所在の小橋港沖第2防波堤灯台から真方位018° 1,500m付近 (概位 北緯35° 34.5' 東経135° 24.2')
事故調査の経過	平成25年6月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第12海幸丸、4.8トン KT3-10234（漁船登録番号）、個人所有 12.65m (Lr) × 2.71m × 0.89m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、平成8年4月26日 第251-16916号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第十五日之丸、0.9トン KT3-11697（漁船登録番号）、個人所有 5.85m (Lr) × 2.05m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、44.10kW、平成5年10月17日 第251-15718号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月22日 免許証交付日 平成21年3月24日 (平成26年5月20日まで有効) B 船長B 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年12月15日 免許証交付日 平成24年3月2日 (平成29年4月19日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長B）
損傷	A 船底に擦過傷、プロペラ翼に曲損 B 左舷船尾外板に破口

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、野原港北西方沖におけるたこかご漁の場所を変えて仕掛けを投入しようと思い、手動操舵により、約13ノットの速力で南東進を始めた。</p> <p>A船は、操縦室の天井が低く、座って操縦すれば、視界が狭くなるので、天井の一部を開放し、四面がガラス張りの見張り窓を設置しており、船長Aが、立って見張り窓の中に頭を入れて周囲の見張りを行いながら操船していたが、目的地までの前路に他船を認めなかった。</p> <p>船長Aは、見張り窓からの見張りをやめ、仕掛けを投入する場所を決めるため、操縦席に座って魚群探知機に表示される水深を確認しながら、また、時々、右舷側の窓から顔を出し、船首甲板で仕掛けの準備をしている甲板員Aと会話をしながら航行していたところ、平成25年6月6日11時05分ごろ、野原港北西方沖において、A船の船首とB船の左舷後部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、野原港北西方沖でたこかご漁の操業中、船長BがB船後部にある操縦スタンドで操縦を行い、B船を停止させ、甲板員Bが、船首甲板でウィンチを使用し、北東方向に張っていた網縄の南西端からボンデンの揚収を始めた。</p> <p>甲板員Bは、ボンデンの目印の旗竿がウィンチに挟まったので、揚収を中断して旗竿を外し、次のボンデンの揚収のためにウィンチを作動しようとして左舷側を向いたところ、左舷正横方の至近から接近しているA船を認めたが、何もできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、B船が右方に傾斜して転覆した際、海に投げ出された。</p> <p>船長Aは、衝撃に気付いて周囲を見渡したところ、A船の後方に転覆しているB船を見付け、後進してB船に接舷して係留索を取り、うつ伏せで浮かんでいた船長Bを、転覆したB船に自力で乗船した甲板員Bと共にB船の船底の上に引き上げ、甲板員A及び甲板員Bが、自発呼吸をしていなかった船長Bに対し、心臓マッサージ及び人工呼吸を行った。</p> <p>船長Aは、しばらく心臓マッサージ及び人工呼吸を続けても、船長Bが自発呼吸を始めなかったので、船長BをA船に移乗させ、119番通報を行った後、A船を自力で航行させて小橋港に入港した。</p> <p>船長Bは、ドクターヘリで病院に搬送され、骨盤骨折、左大腿骨、左脛骨及び左腓骨骨折による失血死と検案された。</p> <p>B船は、僚船により、転覆した状態で小橋港にえい航された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダーを設置していたが、船長Aは、短距離の移動であるので、レーダーを使用しなかった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明 A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、野原港北西方沖で南東進中、船長Aが、目的地までの前路において、他船を認めなかったため、見張り窓からの見張りをやめ、操縦席に座って魚群探知機に表示される水深を確認しながら、また、船首甲板で仕掛けの準備をしている甲板員Aと会話をしながら、航行していたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、野原港北西方沖でたこかご漁の操業中、船長Bが、B船後部にある操縦スタンドで操縦を行い、B船を停止させ、甲板員Bが、船首甲板でウィンチを使用し、網縄の南西端からボンデンの揚収をしていたところ、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bが本事故で死亡したことから、衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bは、骨盤骨折、左大腿骨、左脛骨及び左腓骨骨折により、失血死した。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、野原港北西方沖において、A船が南東進中、B船がたこかご漁の操業中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に見張りを行うこと。